

2016年7月7日

Contents

**I Lawyer's Eye**

最高人民法院による会社法司法解釈(四)(意見募集稿)

-決議の効力に関する事件及び株主の知る権利に関する事件に関する新规定について-  
北京オフィス顧問 李彬/弁護士 唐沢 晃平

**II 中国法令アップデート**

- ・国務院による内地における香港・マカオのサービス提供者に対する関連行政審査認可及び参入特別管理措置の一時調整に関する決定
- ・香港及びマカオのサービス提供者の内地における投資の届出管理弁法(試行)
- ・国家外貨管理局による資本項目人民元転管理政策の改革と規範化に関する通知
- ・事業者の独占行為による違法所得の認定及び制裁金の確定に関するガイドライン(意見募集稿)

**III 台湾法令アップデート**

- ・同業組合に対する規制説明の改正
- ・カルテル認定に関連する通達
- ・行政当局の定める価格設定または競争制限に関連する通達

**IV 中国万感**

上海ディズニーリゾート 北京オフィス顧問 李 加弟

## I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李彬  
 弁護士 唐沢 晃平

### 最高人民法院による会社法司法解释(四)(意見募集稿) -決議の効力に関する事件及び株主の知る権利に関する事件に関する新規定について-

2016年4月12日、「中国人民共和国会社法」(以下「会社法」という。)に対する、新しい司法解释の意見募集稿(以下「本意見募集稿」という。)が公布された(意見募集期間:2016年4月12日から5月13日まで)。当該司法解释の名称は、「最高人民法院による「中華人民共和国会社法」の適用に関する若干問題の規定(四)」である。

最高人民法院は、民事案件、商事案件の審理において、各人民法院による会社法の適用の正確性を高めるため、既に2006年4月、2008年5月及び2011年1月に会社法の適用に関する司法解释を公布しており<sup>1</sup>、今回で四回目の司法解释となる。今回の司法解释は、①会社の株主会又は株主総会、董事会の決議の効力に関する事件に関する事項、②株主の知る権利に関する事件に関する事項、③株主の利益分配請求権に関する事件に関する事項、④有限責任会社の持分の優先購入権に関する事件に関する事項、⑤直接訴訟と株主代表訴訟に関する事項について規定し、会社法の関連する規定について具体的な適用を更に明確化している。

本稿は上記①～⑤のうち、①及び②の内容のみに絞って紹介するものである(③～⑤の大まかな内容については脚注を参照されたい<sup>2</sup>)。

なお、本稿は意見募集稿であり、最終稿においては内容に修正がありうる点に留意されたい。

#### 一. 決議の効力に関する事件について

##### 1. 現行法上の規定について

会社の株主会又は株主総会、董事会の決議の効力に関する事件に関する条項としては、会社法22条が次のように決議の無効又は取消について定めているのみであり、その他に会社の決議の効力に関する事件について定めた全国レベルの法令、司法解释等は見当たらない<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 「最高人民法院による「中華人民共和国会社法」の適用に関する若干問題の規定(一)」、「最高人民法院による「中華人民共和国会社法」の適用に関する若干問題の規定(二)」、「最高人民法院による「中華人民共和国会社法」の適用に関する若干問題の規定(三)」。

<sup>2</sup> ③利益分配請求権については、配当決議がない限り株主が配当を請求できないという原則の例外として、他の株主の株主権濫用又は董事・高級管理人員の詐欺的行為によって配当がなされない場合が規定されている点(ただしそのような場合に配当額をどう定めるべきか等については規定されていない。)等が注目される。

④優先購入権については、(i)優先購入権を行使する基準となる「同等の条件」の具体化、(ii)譲渡対象持分の一部について行使できないことの明示、(iii)優先購入権に関する規定が定める手続に違反して締結された持分譲渡契約は無効であることの明示、(iv)持分譲渡を実質的に不可能とする定款の規定が無効となりうることの明示がなされている点等が注目される。

⑤直接訴訟・株主代表訴訟については、代表訴訟での勝訴後に株主が会社に対して弁護士費用等の償還を求めようとすることの明示がなされている点等が注目される。

<sup>3</sup> 地方レベルの法令・司法解释としては、例えば、「上海市高级人民法院会社訴訟にかかる案件の審理に関する若干問題の処理意見(一)」(沪高法[2003]216号)、「北京市高级人民法院会社紛争案件の審理に関する若干問題の指導意見(試行)」(京高法発[2004]50号)及び「北京市高级人民法院会社紛争案件の審理に関する若干問題の指導意見」(京高法発[2008]127号)が、株主会や董事会に関する訴訟は会社を被告とすべきことや、株主が株主会や董事会の有効性のみの確認を求める訴訟の提起を人民法院は受理しないこと等を定めている。

## 会社法 22 条

1. 会社の株主会、株主総会又は董事会が決議した内容が法律または行政法規に違反する場合は、これを無効とする。
2. 株主会、株主総会又は董事会の会議の招集手続又は議決方法が、法律、行政法規又は会社の定款に違反する場合、又は決議の内容が会社の定款に違反する場合は、株主は決議がなされた日から 60 日以内に人民法院に取消を請求することができる。
3. 株主が前項の規定に従い訴訟を提起した場合は、人民法院は会社の請求に応じて株主に相当の担保を提供するよう要求することができる。
4. 会社が株主会、株主総会又は董事会の決議に基づき既に変更登記を行った場合は、人民法院がかかる決議の無効を宣告し、又は係る決議を取り消したのちに、会社は会社登記機関に対し変更登記の取消を申請しなければならない。

### 2. 決議の有効性の確認に関する訴え(本意見募集稿 1 条)

本意見募集稿は、会社法 22 条 1 項に基づき、決議が無効又は有効であることの確認について訴訟を提起できると規定している。

従前より決議無効確認の訴えは実務上存在していたが、決議の有効性を確認する訴えについては人民法院によって受理するか否か判断が分かれていたところであり、今回の司法解釈ではその扱いの統一が図られている。

### 3. 決議不存在確認の訴え(本意見募集稿 4 条)

本意見募集稿は、会社法 22 条に定める決議の無効・取消しに加えて、決議の不存在の確認の訴えについて定めを置いている。

具体的には、(1)会議が開催されていない場合、(2)会議は開催したが決議の表決がされていない場合が、決議の不存在事由として挙げられている。

日本の会社法と異なり、中国会社法上は決議不存在確認の訴えについては制度が存しなかったため、例えば合併企業の少数出資者等にとっての新たな救済手段となることが期待される。

### 4. 有効な決議の未成立の確認の訴え(本意見募集稿 5 条)

本意見募集稿は、さらに有効な決議の未成立の確認の訴えについて定めを置いている。

具体的には、(1)定足数不足、(2)決議の可決割合の会社法又は定款の規定との不合致、(3)決議上の署名の偽造、(4)決議内容が株主会・株主総会・董事会の職権を超える場合が、有効な決議が未成立の場合として挙げられている。

上記は、いずれも会社法 22 条に基づく決議取消の訴えにおいて取消しうる決議手続の瑕疵といえるが、決議取消の訴えは決議から 60 日以内に提起しなければならないという制限があるところ、この有効な決議の未成立の確認の訴えについてはそのような制限がない点に存在意義がある制度と思われる。

### 5. 決議無効事由・取消事由の明確化(本意見募集稿 6 条、7 条)

本意見募集稿は、会社法 22 条の決議無効事由及び決議取消事由をより明確化する規定を置いている。決議無効事由については会社法 20 条 1 項が禁止する株主の権利濫用が無効事由になることを確認しており、また、決議

取消事由についても、会社法 22 条 2 項にいう「招集手続」及び「議決方法」に何が含まれるかを明確化しているが、いずれも当然のことを定めているのみであり、目新しい規定ではない。

## 6. 決議の効力に関する訴えの原告の範囲の拡大

会社法 22 条は決議取消の訴えについて株主が原告となりうることのみしか定めていないが、本意見募集稿では、上述した決議の効力に関する各類型の訴えの原告について、株主のほかに、董事、監事に加え、決議内容と直接の利害関係を有する高級管理人員、従業員及び債権者等も原告となりうることを定めており、この点は、今後の訴訟実務に影響を与えるものといえる。

ただし、上記の原告の範囲の拡大は、訴訟の濫用を招き、会社の正常な経営にマイナスの影響が及ぶ可能性があるため不適切であるとの指摘がなされている。また、間接的に司法権力が会社の自治の領域に侵入しやすくなる恐れもあると指摘されている。

確かに、高級管理人員や従業員は会社の雇用の対象であり、その権利の救済は労働法等によって実現可能であるし、債権者はそもそも会社の管理体制の外部の存在でありこれらの者に会社内部の決議の効力の有無に関する訴訟提起の権利を付与するのは、会社の内部自治の観点からは不合理ともいえる(会社の決議が無効であった場合の債権者の救済は表見法理等により図ることが可能である。)

上記のような批判を受け、本司法解釈の確定稿において、原告の範囲がどのように規定されることになるか注目される。

## 7. 決議内容の実施禁止の保全措置(本意見募集稿第 10 条)

本意見募集稿では、株主会または株主総会、董事会の決議において、実施後では原状回復できないような場合や、利害関係者の合法的権益に填補しえない損害を与える場合等においては、原告の申立てに基づき、関連する決議の実施を禁止する保全措置を求めることができるものとしている(会社の申立て又は職権により担保提供を命じられることがあるとしている。)

この制度が実現すれば、上述の決議の効力に関する訴えの原告となりうる者らは、瑕疵ある決議の実行を事前に阻止するために、決議の効力に関する訴えを利用することが可能となるため、今後の会社法実務に影響力を与える新規定と言える。

### 二. 株主の知る権利に関する事件について

#### 1. 現行法上の規定について

株主の知る権利については、会社法 33 条及び 97 条がそれぞれ次のように定めている。

##### 会社法 33 条

1. 株主は、会社定款、株主会会議の議事録、董事会会議の決議、監事会会議の決議及び財務会計報告を閲覧及び複製する権利を有する。
2. 株主は、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。株主が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合は、会社に書面による請求を提出し、その目的を説明しなければならない。会社は、合理的な根拠に基づき株主による会計帳簿の閲覧が不当な目的によるものであり、これにより会社の適法な利益が損なわれるおそれがあると認める場合には、閲覧を拒否することができ、かつ株主が書面の請求を提出した日から 15

日以内に書面により株主に回答し、かつその理由を説明しなければならない。会社が閲覧請求を拒否した場合は、株主は会社に閲覧を認めさせるよう人民法院に請求することができる。

### 会社法 97 条

株主は、会社定款、株主名簿、社債の控え、株主総会議事録、董事会決議、監事会決議及び財務会計報告書を閲覧し、会社の経営について提案又は質問を提出する権利を有する。

## 2. 株主の知る権利の固有性の強調(本意見募集稿 14 条)

本意見募集稿は、株主の知る権利が議決権等と同様に株主固有のものであることを強調し、会社は(1)株主の出資に瑕疵が存在すること、(2)会社の定款において制限されていること、(3)株主間契約において制限されていることをもって、株主の会社資料の閲覧複写請求を拒むことはできないと定めている。

従前の実務においては会社が上記記載の理由を持って株主の閲覧複写請求を拒む例があったが、上記規定により株主の知る権利がより保護されることが期待されている。

## 3. 株主の知る権利の執行可能性の強化(本意見募集稿 15 条)

従前より、株主の知る権利を人民法院において主張し判決を得てもなかなか執行ができないという問題が生じている。この点、本意見募集稿は、判決主文中において、特定の時間・場所において関連文書を株主の閲覧複写に供するよう判決しなければならないと定め、また、株主はその閲覧複写を代理人に委託できると定め、執行可能性を強化している。

## 4. 会計帳簿の記載に関連する証憑書類に対する閲覧請求権(本意見募集稿 16 条)

会社法 33 条 2 項により、株主は会計帳簿の閲覧請求が可能であることは明らかであるが、その個別の証憑書類についても閲覧を求めることができるかについては法文上明らかとなっていなかったが、本意見募集稿は閲覧請求権の対象になることを明らかにしている。

## 5. 会社が株主の会計帳簿の閲覧請求を拒むことができる場合の明確化(本意見募集稿 17 条)

本意見募集稿は、会社法 33 条 2 項に定める株主の請求が「不当な目的」によるものであるとき、すなわち、会社が株主の会計帳簿の閲覧請求を拒むことができる場合とはいかなる場合かを具体化している。具体的には、(1)株主が会社の主要業務と実質上の競争関係にある業務を自営するかそれを他社のために経営している場合、(2)株主が知り得た事実を第三者に知らせることによって利益を得ようとする場合、(3)過去 2 年間、株主が会社文書を閲覧、複製することにより知り得た事実を第三者に知らせることによって利益を得たことがある場合、(4)その他株主が会社の業務展開を妨害し、会社の利益又は株主の共通の利益を損なうことを目的としている場合、会社は株主の閲覧請求を拒むことができると定めている。

会社が株主からの請求を拒める場面が明確になったとも、限定的になったとも評価しうるところではあるが、会社により不当に「不当な目的」によるものとの理由で開示を拒まれないという意味において、株主の権利保護に資する規定といえる。

## 6. 会社が資料を作成・保存しておらず株主の知る権利が実現されなかった場合の損害賠償責任(本意見募集稿 18条)

本意見募集稿は、会社が会社法 33 条又は 97 条に規定する文書を法に従って作成・保存していなかったことにつき、株主が訴訟を提起し、会社の董事、高級管理人員の民事賠償責任を追及した場合、裁判所はこれを支持するものと定めている。

具体的にどのような場面を想定した規定であるのか(株主が閲覧複写できなかったことと、株主に生じた損害との間の因果関係の立証には相当の困難を伴うものと思われる)、会社の董事、高級管理人員が負担すべき損害賠償責任の範囲はどのように画定すればよいのか、何らかの法廷責任を負わせる趣旨なのか不法行為責任を前提としているのか等、不明瞭な点の多い規定であるが、株主の知る権利に対する一層の保護を図るものである。株主の知る権利を害さぬようにしなければならないという、董事や高級管理人員に対する注意喚起としての意味合いもある規定といえよう。

以上

## II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 濱本 浩平	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
弁護士 唐沢 晃平	

### 最新中国法令の解説

#### <CEPA>

国务院による内地における香港・マカオのサービス提供者に対する関連行政審査認可及び参入特別管理措置の一時調整に関する決定

[ポイント]本決定は、「香港・中国経済貿易緊密化協定」及び「マカオ・中国経済貿易緊密化協定」(以下「協定」という。)の実施のために国务院により公布された。内地において、協定により開放されたサービス貿易領域に投資する香港、マカオの「サービス提供者」については、その会社設立及び契約／定款の変更は、これまでの審査認可手続きから届出管理手続に変更された。但し、協定により投資が制限されている電信、文化領域の会社、金融機構の設立及び変更等は除外されている。

2016年6月1日公布(国発[2016]32号)

[原文] [国务院关于在内地对香港、澳门服务提供者暂时调整有关行政审批和准入特别管理措施的决定](#)

#### 香港及びマカオのサービス提供者の内地における投資の届出管理弁法(試行)

[ポイント]本弁法は、商務部が、「香港・中国経済貿易緊密化協定」及び「マカオ・中国経済貿易緊密化協定」(以下「協定」という。)に基づき、内地において、協定により開放されたサービス貿易領域に投資する香港、マカオの「サービス提供者」については、その会社設立及び契約／定款の変更に関して、届出管理手続を実施することを規定するものである。具体的には、商務部の外商投資届出情報システム上で届出を行うことになる。

2016年5月18日公布、2016年6月1日施行(商務部公告[2016]第20号)

[原文] [港澳服务提供者在内地投资备案管理办法\(试行\)](#)

附件1 [港澳服务提供者投资企业设立备案申报表](#)

附件2 [港澳服务提供者投资企业设立变更申报表](#)

附件3 [港澳服务提供者投资企业备案回执](#)

#### <外貨管理>

##### 国家外貨管理局による資本項目人民元転管理政策の改革と規範化に関する通知

[ポイント]2015年12月から上海・天津・福建・広東の各自由貿易試験区において認められていた外債による借入金の自由な人民元転を認める制度を全国に広げる通知である。内資企業・外商投資企業(金融機関を除く。)を問わず同一の制度が適用されることになる。外商投資企業にとっては特に以下の点がポイントになると思われる。

①自由なタイミングで人民元転が認められるものの、人民元転後の資金は「人民元転支払待ち専用口座」に入金され、当該口座からの出金に当たって資金用途等を示す資料の呈示が必要とされる。

②2015年6月から展開されていた外貨資本金の自由元転の制度は、本通知の内容に統一される。外貨資本金の自由元転制度からの変更のうち特に注目すべきものは以下のものと思われる。(i)「人民元転支払待ち専用口座」からの支出範囲から「使用済人民元借入の返済」の削除、(ii)禁止される資金用途から、銀行元本保証型理財商

品と関連企業への貸付けを除外。

③資金使途に関するエビデンスなしに出金可能な準備金がこれまでの月額 10 万米ドル相当から 20 万米ドル相当へ引き上げられた。

④新方式のほか、引き続き従前通りの人民元転方式(支払元転制)を選択することも可能とされている。

実際の取り扱いについては更に各地での実務の確認が必要ではあるものの、外商投資企業の資金調達にとって重要な変更と思われる。

2016 年 6 月 9 日公布、施行(匯發[2016]16 号)

[原文] [国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知](#)

#### **事業者の独占行為による違法所得の認定及び制裁金の確定に関するガイドライン(意見募集稿)**

[ポイント] 本ガイドライン(意見募集稿)は、事業者の独占行為に基づく違法所得及び制裁金の確定について分析スキーム・方法を与えるものである。すなわち、独占禁止法の執行機関は、違法所得に認定に際し、独占行為がもたらした商品価格の変化、販売量の変化、事業者の関連市場におけるシェアの変化、利益率の変化及び業界の特徴等を総合考慮し、必要な場合には経済学法に基づき分析を行うものとしている。意見募集は 2016 年 7 月 6 日まで行われる。

(意見募集期間:2016 年 6 月 17 日~7 月 6 日)

[原文] [关于认定经营者垄断行为违法所得和确定罚款的指南\(征求意见稿\)](#)

#### **◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】**

## Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕  
台湾弁護士 吳 曉青

### 最新台湾法令の解説

#### <独禁規制>

##### 同業組合に対する規制説明の改正

[ポイント]台湾公平取引委員会は、同業組合等事業団体に対する規制につき、「同業組合に対する規制説明」を定めている。今回の改正により、規制対象となる同業組合等事業団体の定義の改正、カルテルに該当する行為の例示、競争制限に該当する行為の例示、公平取引法の違反に該当しない行為の例示が追加された。たとえば、同業組合がその定款又は決議をもって次のように会員の事業活動を拘束し、生産、商品の取引又はサービスの供給・需要の市場機能に影響を与えうる場合は、カルテルに該当し、公平取引法の違反となる。具体的な違法行為は、①価格競争の禁止または価格を設定する、②商品またはサービスの取引地域、対象、取引内容を制限する、③関連市場への進出を制限する、④商品またはサービスの種類、仕様、形式を制限する、⑤商品またはサービスの製造、運送、販売等を制限する、⑥販売条件、サービス提供条件その他支払条件を制限するなどである。

(2016年6月17日に公布、同日発効)

[原文] [公服字第 10512605781 號 令](#)

##### カルテル認定に関連する通達

[ポイント]台湾公平取引委員会は、カルテルの認定に関する新たな通達を公布した。同通達によれば、公平取引法にいう「カルテル」とは、同一の生産・販売段階にある競争関係のある事業者が、契約、協議その他の合意方法により相互に事業活動を拘束し、生産、取引、供給・需要の市場機能に影響を及ぼすものという。関連企業間の利害関係が同一であり、グループ企業全体の利益の最大化のため、グループ企業の「同一経営決定者」の指令に従い経済活動を行う場合、経済的な独立性及び自己決定権を有するとは言い難いとされている。したがって、支配従属関係のある「同一経営グループ」が行う「単独的な経営決定」は、同一の生産・販売段階にある競争関係のある事業者間の合意と異なり、カルテルの要件に該当しないことが明確化された。

(2016年5月12日に公布)

[原文] [公法字第 10515602811 號 令](#)

##### 行政当局の定める価格設定または競争制限に関連する通達

[ポイント]行政当局が法令により事業の販売価格設定または設定基準を設定すること、またはその他競争を制限する決定が公平取引法の適用を排除できるかについて、公平取引委員会は通達を公布した。公平取引法 46 条によれば、事業者の競争行為につき、公平取引法が優先的に適用される。その他の法律に別の定めがある場合、「取引秩序と消費者利益の保護、自由かつ公正な競争の確保、経済の安定性及び向上の促進」という公平取引法の趣旨に抵触しないことを前提に、公平取引法の適用を排除し、当該法律を適用することができる。たとえば、交通主務官庁が公路法等関連法令により旅客運送業の運行路線・運行ダイヤを許可することは、公平取引法より公路法が優先的に適用されると解される。ただし、販売価格の制限その他事業者間の競争を制限する行政当局の命令は、「法律」ではないため、公平取引法の適用を排除することができない。なお、同業組合間の販売価格決定な

ど自主規制は、行政当局に届出し、またはその許可を得たとしても、公平取引法に定める「同業組合が定款、決議等により会員の事業活動を制限する」に該当し、カルテル行為に該当するおそれがある。

(2016年5月12日に公布)

〔原文〕 [公法字第 10515602813 號 令](#)



## 中国万感



### 【上海ディズニーリゾート】

北京オフィス顧問 李 加弟

今年5月7日から試験営業されていた上海ディズニーリゾートが6月16日、ついに開園しました。ディズニーパークとしては12番目となります。規模はアジア最大級で、世界でも2番目の広さを誇ります。

上海ディズニーリゾートは、上海浦東国際空港から車でわずか20分というアクセスが非常に便利な場所にあり、わざわざ東京や香港に行かなくても、中国国内で「夢と魔法の世界」を楽しめることができるようになりました。当リゾートでは、6つのテーマランド(ファンタジーランド、トレジャー・コーブ(海賊エリア)、アドベンチャー・アイル、トゥモローランド、ミッキー・アベニュー、ガーデン・オブ・イマジネーション)が誕生し、どのエリアにも「世界初」の「最新技術」が登場します。

地元の記事によると、5月7日からの試験営業で6月9日までに130万人以上、1日平均約4万人が来場しました。正式開園後は年1500万人、ピーク時には1日10万人前後の来場が見込まれています。また、園内の消費などを含めて上海ディズニーリゾートが上海の域内総生産(GDP)を0.8%押し上げるとの試算もされています。

その一方で、入場料金499元(約8,000円)、チーズバーガー80元(約1,300円)、ポップコーン65元(約1,000円)、ミッキーマウスをかたどった肉まん35元(約550円)といったように価格が割高に設定されており、家族3人で2日間遊んだ場合には7000元(約110,000円、上海人の平均月収相当)も必要と試算されており、東京ディズニーリゾートよりも高いとの批判が出ています。

さらに、中国の遊園地は休日のたびに人でごった返すので、上海ディズニーリゾートの人気アトラクションには長い列ができることが容易に想像でき、2時間待ち、3時間待ちが常態化することでしょう。このような状況下で、いかに来場者に規則を守らせるのか、いかに園内の施設を保護するのかといった心配の声が出ています。東京ディズニーリゾートに慣れた日本人が行くと『えっ！？』となるかもしれませんね。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。